

くらしの110番 お金がもらえるというメッセージに注意!

【事例1】無料のメッセージアプリに「1,000万円が当選した」とメッセージが送られてきた。入金には手数料が必要だと言われ、コンビニで購入したプリペイド型電子マネーの番号を教えた。その後も次々と請求され、約50万円を支払った。「もう支払えない」と伝え、民事訴訟を起こすと脅された。相手のことは名前しか分からない。

【事例2】「あなたは生活支援施策の支援金5億円の支給対象となりました」というSMSが届いた。「手続きについて」としてURLが載っている。本当だろうか。

お金がもらえるというメッセージが届き、連絡を取ったところ「送金のための手数料」などと称してプリペイド型電子マネーで支払いを求められた、URLをクリックしたらクレジットカード入力画面になったという相談が多く寄せられています。

度重なる請求に対して支払いをしても、結局お金はもらえません。また、連絡が途絶えて返金してもらえないといったこととなります。

【消費者へのアドバイス】

- ①高額な金銭を得られるというようなメッセージが届いても返信や連絡をしない、URLをクリックしないようにしましょう。
- ②相手に伝えた電子マネーの情報をすぐに使用された場合、電子マネーを取り戻すことは困難です。
- ③メールやSMS、アプリなどのブロック機能を利用しましょう。
- ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999



法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

脱毛サロンでの契約の途中解約

質問 私は、去年の8月に、脱毛サロンで2年間に9回施術が受けられるコースを代金13万5,000円で契約しました。代金は契約時にすべて支払っています。現在、4回まで施術を受けていますが、期待するほどの効果を得ることができないため、解約したいと思っています。途中で解約することは可能でしょうか。また、契約書には、解約した場合、違約金として10万円を支払わなければならないという記載があるのですが、支払う必要はあるのでしょうか。

回答 今回のような契約は、特定継続的役務提供契約と呼ばれる契約に該当するため、将来に向かって解約することができます。脱毛に関する契約がすべて特定継続的役務提供契約に該当するわけではなく、①契約期間が1か月を超え、②施術代が5万円を超えるものでなければなりません。今回は、①および②の条件を満たしているということになります。

途中解約となった場合、業者が請求できる損害賠償などの金額には上限があります。業者は、⑦提供された役務の対価に相当する額、⑧契約の締結および履行のために通常要する費用、および⑨法定利率の遅延損害金のみ請求することができ、⑧の額については、2万円または契約残金の10%に相当する額のいずれか低い額を上限としています。契約書に違約金の記載があったとしても、業者は、⑦～⑨を超えて請求することはできません。

今回のケースでは、1回あたりの施術の料金は、1万5,000円(13万5,000円÷9回)となり、既に4回施術を受けているので、6万円(1万5,000円×4回)が⑦提供された役務の対価に相当する額となります。契約残金は、13万5,000円から6万円を控除した7万5,000円となり、その10%は7,500円となります。2万円よりも契約残金の10%の方が低いので、⑧の上限は7,500円となります。したがって、業者が請求できる金額は遅延損害金を除き、多くても6万7,500円です。既に、13万5,000円の代金を支払っているということですので、遅延損害金を考慮せずに計算すると少なくとも6万7,500円の返還を求められます。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 久保美希(弁護士)

10月各種無料相談

☎996-2111

市外局番(048)をつけておかけください。

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑮を除く)。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



①総合相談 問秘書広報課 ☎0373

次の6つの相談を合わせて開催するため、複数の相談を受けることができます。 日10月13日(金) 午後1時20分～4時 場八潮メセナ

●法律相談 ※10月11日(水)午前9時から電話予約

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)

●税理士相談 ※9月29日(金)午前9時から電話予約

相続税など税金全般についての相談(税理士が対応)

●不動産相談

土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)

●くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

●行政書士相談

紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談(行政書士が対応)

●司法書士相談 ※9月29日(金)午前9時から電話予約

土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談(司法書士が対応)

②法律相談 問秘書広報課 ☎0373

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応) 日10月6日(金)・20日(金)・27日(金) 午後1時20分～4時 場市民相談室

※2日前の水曜日午前9時から電話予約 定8人(電話による事前予約制)

③不動産相談 問秘書広報課 ☎0373

土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応) 日10月23日(月) 午前9時～正午 場市民相談室

④DV相談 問子ども家庭支援課 ☎246

DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応) 日毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 ※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑤女性相談 問子ども家庭支援課 ☎246

夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定) 日毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分 場駅前出張所内相談室 定4人(電話による事前予約制)

⑥人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎811

不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応) 日10月12日(木) 午後1時～4時 場市民相談室

⑦心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応) 日10月4日(水)・18日(水) 午後1時～4時 場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑧生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎493

経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応) 日毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑨こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応) 日10月2日(月) 午後1時～2時30分 場保健センター 定2人(電話による事前予約制)

⑩消費生活相談 問商工観光課 ☎336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応) 日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 場消費生活センター ※受付は商工観光課

⑪内職相談 問商工観光課 ☎274

内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応) 日毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分 場市民相談室

⑫若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123

若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応) 日10月4日(水)・18日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時 場ゆまにて 定5人(電話による事前予約制)

⑬教育相談 問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育に関する相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応) 日毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時 場教育相談所(八条小学校西隣)

⑭家庭児童相談 問子ども家庭支援課 ☎472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応) 日毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時 場家庭児童相談室

⑮子育てコーディネーター 問子育てほっとステーション ☎951-0229

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談 日毎週月～金曜日 午前10時～午後4時 場やしお子育てほっとステーション

⑯休日・夜間納税相談 問納税課 ☎330

市税・国民健康保険税の納付についての相談 日10月1日(日) 午前9時～午後4時 毎週木曜日 午後5時15分～7時 場納税課

〈広告欄〉

庭木1本から承ります!

生垣剪定(長さ1m×高さ2m)通常2,200円が半額の1,100円!(税込)※先着10名様

ガーデンエクスプレス 八潮店 ☎0120-61-4128

